

「お客様対応業務システムサーバ設備等のリース等及び保守業務(令和6年5月～令和12年5月)一式」
調達仕様書(案)に係る意見等

令和4年9月

日本年金機構

システム企画部

システム基盤整備グループ

項番	仕様書の該当箇所		区分	照会事項	回答
	頁	章番号等			
1	要件定義書 P.31	4.11.3	要望	表 4.11.3.11 運用管理端末要求仕様内、項番6 項目ドライブのスーパーマルチドライブ(SATA、スリムトレイロード)について、外付けDVDドライブも可として頂くことは可能でしょうか。	ドライブの要求仕様を以下のとおり修正いたします。 ・スーパーマルチドライブ(SATA、スリムトレイロード) ※USB接続可能な外付けドライブでの代替も可
2	要件定義書 P.32	4.11.3	要望	表 4.11.3.12 操作作用端末要求仕様内、項番7 項目ドライブのスーパーマルチドライブ(SATA、スリムトレイロード)について、外付けDVDドライブも可として頂くことは可能でしょうか。	項番1を参照願います。
3	要件定義書 P.32	4.11.3	要望	表 4.11.3.13 稼働維持端末要求仕様内、項番7 項目ドライブのスーパーマルチドライブ(SATA、スリムトレイロード)について、外付けDVDドライブも可として頂くことは可能でしょうか。	項番1を参照願います。
4	調達仕様書 P.3	1.6.1 1.6.2	要望	1.6.1に「本調達の契約期間は、契約締結の日から令和12年5月31日までとする。」との記載がございます。また、1.6.2には「サーバ等機器は、本契約期間以降に継続して使用する場合がありますため、契約延長(最大1年を想定)を可能とし、かつ延長契約期間においても保守対応が可能となるハードウェアを選定すること」との記載がございます。当該記載の通り、1年間の契約延長を実施する場合、機器の保守期間は7年11ヶ月必要となります。しかしながら、最大保守期間が7年間の機器もあることから、当該保守期間の要求仕様は調達の門戸を狭めてしまう可能性がございます。そのため、延長を含めた契約期間を7年間以内としていただく等、調達仕様書の見直しについてご検討をお願いします。	ご要望を踏まえ、契約延長期間における保守の要件を検討いたします。なお、延長契約時に、ハードウェア保守について、同等のサービスを提供することが困難な場合は、調達仕様書記載のとおり、対応方法について協議を行うことといたします。
5	調達仕様書 P.7 P.23	図1.7.1 4.2.4(2)	要望	システム開発事業者への環境引き渡し期限が「令和5年9月1日」との記載がある、一方で全体概要スケジュール上、システム開発事業者における環境構築や基盤単体テストも7月以降並走しております。そのため、引き渡し時期の見直し、または本受託者は令和5年7月～8月末までの期間において、システム開発等業者側の環境構築/基盤単体テスト工程の開始時期を考慮し、環境引き渡しを実施する必要がある旨を追記いただく等、見直しについてご検討をお願いします。	環境引き渡し期限については、検討を行い、本公示にて提示いたします。
6	調達仕様書 P.23	4.2.4(2)	要望	サーバ等機器の納品期限について、「令和5年7月1日」とのことで、機器納入にかかる作業期間が約3ヶ月となっております。納入機器によっては、昨今の半導体不足および欠品、コロナ禍による生産拠点の封鎖や生産能力の制限、部品供給不足の状況等により、納入が困難となる可能性もございます。そのため、「納入機器により、指定期日までに納入困難なものが発生した場合、後続工程へ影響を与えない範囲で、貴機構と協議の上、納入時期について調整を可能とする」等の要件緩和についてご検討をお願いいたします。	落札者決定から機器納品のスケジュールについては、検討を行い、本公示にて提示いたします。
7	要件定義書 P.31	4.11.3(2)④	要望	端末のオペレーティングシステムについて、Windows10 Enterprise 2019 LTSCが指定されています。近年発売されている新世代のCPUでは該当バージョンはサポート対象外となっていますので、対象OSについて、例えばWindows10 Enterprise 2021 LTSC等でも、許容いただく等、端末OSの要件について、緩和をお願いします。	オペレーティングシステムの要求仕様を以下のとおり修正いたします。 ・Windows 10 Enterprise 2021 LTSCが正常に動作すること。